

港管第 30 号
令和 2 年 5 月 5 日

福岡市ヨットハーバー指定管理者 様

福岡市長 高島 宗一郎
(港湾空港局港湾管理課)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う公共施設の対応について (通知)

日頃より、福岡市ヨットハーバーの管理運営にご尽力いただきありがとうございます。
施設の管理運営について、国からの緊急事態宣言の発令を受け、港管第 10 号 (令和 2 年 4 月 7 日付通知) のとおり対応いただいておりますが、今回、国の緊急事態宣言延長の発令を受け、下記のとおり休館措置を延長することとしましたので、通知いたします。

記

- 1 休館の延長期間
5 月 7 日 (木) ~ 5 月 31 日 (日)
- 2 その他
休館期間については、今後の状況等に応じて変更する場合は別途通知いたします。

以上

(問い合わせ先)
港湾空港局 港湾管理課 企画管理係 森部
TEL : 092-282-7134 (内線 7134)
FAX : 092-282-7772